

平成 28 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 森下 一喜  
(コード番号：3765 東証第一部)  
問合せ先 取締役 CFO 財務経理本部長 坂井 一也  
(TEL：03-6895-1650 (代表))

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月2日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成28年3月22日開催予定の当社第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第29条(取締役の責任免除)および第38条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 22 日 (火) 予定
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 22 日 (火) 予定

以 上

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第30条～第37条 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>